

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団 理事長  
( 印章省略 )

東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査と  
サービス項目を中心とした評価の実施について (通知)

利用者調査とサービス項目を中心とした評価(以下「サービス項目を中心とした評価」という。)について、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

なお、本通知は、令和2年4月1日から適用し、平成30年2月15日付29財事業第1501号通知は令和2年3月31日をもって廃止します。

記

1 評価対象福祉サービス

評価対象福祉サービス種別は、年度ごとに別に定める。

なお、当該評価対象福祉サービス事業者は、サービス項目を中心とした評価と、「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について(通知)(令和2年3月12日付31財情報第1901号通知。以下「1901号通知」という。)に基づく評価(以下「標準の評価」という。)のどちらかを任意に選択し、実施できるものとする。

2 共通評価項目

共通評価項目は、利用者調査及び事業評価について年度ごとに定める。

3 実施方法

(1) サービス項目を中心とした評価についても、標準の評価と同様、1901号通知に基づき評価を実施するものとする。

ただし、1901号通知の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

ア 1901号通知3(3)に規定する評価者の人数について2人以上とする。

イ 1901号通知3(4)に規定する評価者の組み合わせについて適用しない。

ウ 1901号通知5(2)に規定する訪問調査の実施体制については、「事業者への訪問調査は、複数の評価者で実施し、当該評価対象事業者が提供しているサービスの質等について評価できる体制を確保しなければならない。」とする。

エ 1901号通知5(4)に規定する評価者の人数について2人以上とする。

(2) 評価項目ごとの評点は、1901号通知別表の「1 カテゴリー1から6まで」の基準に基づき決定するものとする。

#### 4 その他

サービス項目を中心とした評価を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

#### 附 則

本通知は、令和2年4月1日から施行する。